

(第27号議案)

中野区営住宅条例及び中野区立福祉住宅条例の一部を改正する条例

区営住宅又は福祉住宅にパートナーシップの関係にある方と入居できるようにするため、以下の通り中野区営住宅条例及び中野区立福祉住宅条例の一部を改正する。

【第1条関係】中野区営住宅条例(平成4年中野区条例第18条)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(申込資格)</p> <p>第6条 区営住宅の使用を申し込むことができる者(以下「有資格者」という。)は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者にあつては、第2号から第4号まで)の条件を備える者で、かつ、中野区内に引き続き2年以上居住している者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び<u>事実上親族関係と同様の事情にある者として規則で定める者を含む。以下同じ。</u>)があること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(使用者の決定)</p> <p>第7条 区長は、第5条の規定により使用の申込みをした者(以下「使用申込者」という。)の数が公募戸数を超える場合においては、<u>次の各号のいずれかに該当する者のうちから公開の抽選によ</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(申込資格)</p> <p>第6条 区営住宅の使用を申し込むことができる者(以下「有資格者」という。)は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者にあつては、第2号から第4号まで)の条件を備える者で、かつ、中野区内に引き続き2年以上居住している者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(使用者の決定)</p> <p>第7条 区長は、第5条の規定により使用の申込みをした者(以下「使用申込者」という。)の数が公募戸数を超える場合においては、<u>令第7条各号の一に該当する者のうちから公開の抽選により</u></p>

<p>り使用者を決定する。</p> <p>(1) <u>住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</u></p> <p>(2) <u>他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</u></p> <p>(3) <u>住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から不適當な居住状態にある者</u></p> <p>(4) <u>正当な事由による立退きの要求を受け、適當な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）</u></p> <p>(5) <u>住宅がないため勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第37条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>使用者を決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第37条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表 (略)</p>
---	---

【第2条関係】中野区立福祉住宅条例（平成10年中野区条例第18条）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(申込資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 高齢者の使用に供する世帯用の福祉住宅の使用を申し込むことができる者は、前項各号の要件を備えている高齢者で、次の各号の要件を備えている同居者を有するものとする。この場合において、同項第4号の規定は、当該同居者の収入を合</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(申込資格)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 高齢者の使用に供する世帯用の福祉住宅の使用を申し込むことができる者は、前項各号の要件を備えている高齢者で、次の各号の要件を備えている同居者を有するものとする。この場合において、同項第4号の規定は、当該同居者の収入を合</p>

算した額について適用する。

(1) (略)

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び事実上親族関係と同様の事情にある者として規則で定める者を含む。以下同じ。）であること。

(3) (略)

3 (略)

第6条～第38条 (略)

附則 (略)

別表 (略)

算した額について適用する。

(1) (略)

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。

(3) (略)

3 (略)

第6条～第38条 (略)

附則 (略)

別表 (略)

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。